

# 第18回 農業委員会総会議事録

平成30年12月21日開会

中標津町農業委員会

平成30年12月21日、第18回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
3番	竹村		聡
4番	武田	健	治
5番	田中	世	一
6番	瀧本	和	男
7番	須崎		智
8番	上原	房	子
9番	和泉	光	広
10番	後藤	田	宏幸
11番	高橋	正	一
12番	赤波	江	信二
13番	國光	達	男
14番	小林		亨
15番	中村	正	生
16番	笠原	康	博
17番	氏家	康	夫
18番	本田	信	幸

本日欠席した委員

2番	田中	洋	希
----	----	---	---

## 附議した案件

- (イ) 議案第 98 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第 99 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第 100 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第 101 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第 102 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 報告第 54 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

## 本日出席した職員

事務局 長	吉川 裕二
庶務係 長	桐島 秀一
農地係 長	葛西 利光
係	本田 文子

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は 17 名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第 18 回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程 1 「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
8 番、上原房子 委員。  
9 番、和泉光広 委員。  
以上、2 名を指名致します。  
日程 2、会務報告を事務局長から報告致します。

- 事務局長 11月27日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。  
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。  
はじめに、11月29日全国農業会議所主催によります、平成30年度全国農業委員会会長代表者集会在、東京・メルパルクホールを会場に関係者約1500名参加のもと開催され、パネルディスカッションの他、申し合わせ決議と要請決議の採択、農業委員会憲章の唱和などで農地利用の最適化に士気を高めました。  
また、衆議院議員会館において地元選出国會議員2名に対し、農業施策に関する独自要請を根室地方と釧路地方の農業委員会連合会合同で行なってもらいました。  
翌30日には全国農業者年金連絡協議会と全国農業会議所の共催によります平成30年度農業者年金加入推進セミナーが、同会場において関係者約700名参加のもの

と開催され、記念講演の他、音更町農業者年金協議会ほか3団体による加入促進に関する活動事例報告があり、最後に申し合わせ決議が採択され閉会となりました。なお、両日とも会長・事務局長が出席しております。

次に、中標津町議会12月定例会が12月10日から14日までの日程で開催され、10日と14日の本会議に会長が出席しております。

次に、12月17日北海道農業者年金協議会主催によります平成30年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会が別海町役場にて開催され、本町から代議員3名、農業委員13名、事務局3名の合わせて19名が出席しております。

「農業者年金制度の現状」「新農業者年金制度」「農地所有適格法人構成員に関する農業者年金の取扱い」などについて北海道農業会議の担当者より説明を受けております。最後に、12月20日白糠町公民館におきまして根釧女性農業委員の会総会が開催され、上原委員と事務局長が出席しております。以上で会務報告を終わります。

議 長

以上で、会務報告を終わります。

日程3、議案第98号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長

上程になりました議案第98号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)から(12)について、事務局よりご説明申し上げます。

議案の3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積6,784㎡ほか8筆、畑148,499㎡、採草放牧地7,407㎡、合計155,906㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成30年8月1日から平成40年7月31日まで。5、合意解約成立の日、平成30年12月7日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第99号(2)(3)に関連するもので、使用貸借していた農地について、法人の設立に伴い、再度農地所有適確法人に使用貸借するため、期間内解約するものです。4ページをお開きください。

(2)(3)は借主が同一なことから一括して説明いたします。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積99,173㎡ほか54筆、合計畑943,654.82㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成26年1月1日から平成35年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成30年12月7日。6、解約の理由、合意解約。7ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 93,874 m<sup>2</sup>ほか 3 筆、合計畑 180,967 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 28 年 5 月 1 日から平成 33 年 4 月 30 日まで。5、合意解約成立の日、平成 30 年 12 月 7 日。6、解約の理由、合意解約。

この 2 件については、議案第 99 号（4）、議案第 101 号（17）に関連するもので、法人の設立に伴い、使用貸借及び賃貸借していた農地について、再度農地所有適確法人に使用貸借及び賃貸借するため、期間内解約するものです。

8 ページをお開きください。

（4）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 902 m<sup>2</sup>ほか 12 筆、合計畑 119,004.01 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 30 年 8 月 1 日から平成 35 年 7 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、平成 30 年 12 月 7 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第 99 号（6）に関連するもので、法人の設立に伴い、賃貸借していた農地について、再度農地所有適確法人に賃貸借するため、期間内解約するものです。9 ページをお開きください。

（5）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 8,600 m<sup>2</sup>ほか 11 筆、畑 279,930 m<sup>2</sup>、採草放牧地 7,270 m<sup>2</sup>、合計 287,200 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、平成 30 年 12 月 7 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第 101 号（11）に関連するもので、法人の設立に伴い、賃貸借していた農地について、再度農地所有適確法人に賃貸借するため、期間内解約するものです。10 ページをお開きください。

（6）から（8）は借主が同一なことから一括して説明いたします。

（6）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 45,209 m<sup>2</sup>ほか 24 筆、畑 543,084 m<sup>2</sup>、採草放牧地 86,862 m<sup>2</sup>、合計 629,946 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成 27 年 1 月 1 日から平成 36 年 12 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、平成 30 年 12 月 7 日。6、解約の理由、合意解約。

12 ページをお開きください。

（7）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 94,333 m<sup>2</sup>ほか 3 筆、合計畑 191,133 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 26 年 12 月 24 日から平成 32 年 3 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、平成 30 年 12 月 7 日。6、

解約の理由、合意解約。13ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積49,981㎡ほか3筆、合計畑196,815㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成28年5月1日から平成33年4月30日まで。5、合意解約成立の日、平成30年12月7日。6、解約の理由、合意解約。

この3件については議案第99号(7)、議案第101号(15)(16)に関連するもので、法人の設立に伴い、使用貸借及び賃貸借していた農地について、再度農地所有適確法人に使用貸借及び賃貸借するため、期間内解約するものです。

14ページをお開きください。

(9)(10)は借主が同一なことから一括して説明いたします。

(9) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社  
理事長 竹林 孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積77,298㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成29年11月28日から平成34年9月27日まで。5、合意解約成立の日、平成30年12月7日。6、解約の理由、合意解約。

15ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積189,734㎡ほか22筆、畑569,923㎡、採草放牧地188,151㎡、合計758,074㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成21年12月21日から平成31年12月20日まで他。5、合意解約成立の日、平成30年12月7日。6、解約の理由、合意解約。

この2件については、議案第99号(8)、議案第101号(19)に関連するもので、法人の設立に伴い、使用貸借及び賃貸借していた農地について、再度農地所有適確法人に使用貸借及び賃貸借するため、期間内解約するものです。

16ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積21,604㎡ほか21筆、畑612,131㎡、採草放牧地30,007㎡、合計642,138㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成29年1月1日から平成39年9月26日まで。5、合意解約成立の日、平成30年12月7日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第99号(9)に関連するもので、使用貸借していた農地について、法人の設立に伴い、再度農地所有適確法人に使用貸借するため、期間内解約するものです。17ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 14,202 m<sup>2</sup>ほか2筆、合計畑 38,248 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 30 年 8 月 1 日から平成 35 年 1 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、平成 30 年 12 月 7 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第 99 号（14）に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するため、期間内解約するものです。

以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり可決されました。  
日程 4、議案第 99 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。

（1）から（3）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり） 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第 99 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」  
（1）から（3）について説明致します。19 ページをお開きください。

（1）1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 47,924 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、賃貸借を設定するもの。借主、貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成 30 年 12 月 21 日から平成 33 年 12 月 20 日。6、価格。年 120,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。

9、見取図につきましては 20 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため所有農地を賃貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。21 ページをお開きください。

なお、(2)(3)は借主が同一なことから一括して説明いたします。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積6,784㎡の内1,140㎡ほか6筆、合計畑71,803㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成31年1月1日から平成40年12月31日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、22ページ、23ページのとおりとなっております。24ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積26,360㎡の内19,870㎡ほか22筆、合計畑433,491㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成31年1月1日から平成40年12月31日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、26ページ、27ページのとおりとなっております。この2件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので(1)から(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)から(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第99号(4)から(7)について説明致します。28ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積99,173㎡ほか54筆、合計畑943,654.82㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて



農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成31年1月1日から平成40年12月31日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、31ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。32ページをお開きください。なお、(5)(6)は借主が同一なことから一括して説明いたします。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積23,057㎡ほか30筆、合計畑641,425㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成31年1月1日から平成40年12月31日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては34ページ、35ページのとおりとなっております。36ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積902㎡ほか12筆、合計畑119,004.01㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、貸借を設定するもの。借主、貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、貸借。5、期間。平成31年1月1日から平成35年7月31日。6、価格。年455,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

9、見取図につきましては、38ページのとおりとなっております。

この2件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借及び貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

39ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積45,209㎡ほか24筆、畑616,310㎡、採草放牧地13,636㎡、合計629,946㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成31年1月1日から平成40年12月31日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、

計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、41ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)から(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 議案第99号(8)について説明致します。42ページをお開きください。

(8)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積189,734㎡ほか22筆、畑569,923㎡、採草放牧地188,151㎡、合計758,074㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成31年1月1日から平成40年12月31日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、44ページ、45ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(9)(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 議案第99号(9)(10)について説明致します。

46ページをお開きください。

なお、借主が同一なことから一括して説明いたします。

(9)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 21,604 m<sup>2</sup>ほか 21 筆、畑 612,131 m<sup>2</sup>、採草放牧地 30,007 m<sup>2</sup>、合計 642,138 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 31 年 1 月 1 日から平成 40 年 12 月 31 日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。  
7、見取図につきましては 48 ページ、49 ページのとおりとなっております。50 ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、採草放牧地、面積 98,206 m<sup>2</sup>ほか 7 筆、畑 102,071 m<sup>2</sup>、採草放牧地 98,206 m<sup>2</sup>、合計 200,277 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 31 年 1 月 1 日から平成 40 年 12 月 31 日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。  
7、見取図につきましては、51 ページ、52 ページのとおりとなっております。この 2 件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(9)(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(11) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 上程になりました議案第 99 号 (11) について説明致します。  
53 ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 45,323 m<sup>2</sup>ほか 27 筆、畑 649,654 m<sup>2</sup>、採草放牧地 27,527 m<sup>2</sup>、合計 677,181 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により後継者に再度使用貸借を設定するもの。借主、再度使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようと

する契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成30年12月22日から平成40年12月21日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図については55ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(11)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(12)から(14)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第99号(12)から(14)について説明致します。  
56ページをお開きください。

(12)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積90,853㎡ほか18筆、畑454,239㎡、採草放牧地29,079㎡、合計483,318㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により後継者に再度使用貸借を設定するもの。借主、再度使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成30年12月22日から平成40年12月21日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図については、58ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。59ページをお開きください。

(13)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積24,070㎡ほか25筆、合計畑745,432.12㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成31年1月1日から平成40年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇

人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図については、61ページ、62ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成30年11月7日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。63ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、会社員。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積14,202㎡ほか2筆、合計畑38,248㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成31年1月1日から平成35年1月31日。6、価格。年43,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図については、64ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲のため、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(12)から(14)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第99号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程5、議案第100号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第100号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
(1)について説明いたします。66ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 11,765 m<sup>2</sup>の内 2,945 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。黒ボク採取のため。4、転用の期間。平成 31 年 2 月 21 日から平成 32 年 2 月 20 日。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。黒ボク 12,106 m<sup>3</sup>。7、最大切深。14.50m。

8、見取図につきましては、67 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、黒ボク採取のため申請があったもので、今回の申請面積は 2,945 m<sup>2</sup>となっております。平成 30 年 11 月 12 日、第 2 地区推進班にて現地確認済みで、農業や建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後においては隣接地と一体的な農地利用が可能となることから、別添の農地法第 5 条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。  
日程 6、議案第 101 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。  
なお、本案件につきましては(1)から(3)と、(4)から(22)の 2 回に分けて審議を致します。ここで会議規則第 16 条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

…………… (〇〇委員退席後) ……………

(1) から (3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第 101 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(3)について説明いたします。  
69 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積 96,726 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い貸借の再設定をするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、貸借。5、期間、平成 31 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まで。6、価格、年 400,000 円。7、資金調達方法、

自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は70ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。71ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長 竹林孝。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積33,307㎡ほか5筆、合計畑206,437㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、14,361,000円。6、資金調達方法、北海道信連資金による14,361,000円。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は72ページ、73ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。74ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積17,450㎡の内5,200㎡ほか1筆、合計畑10,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年1月1日から平成35年12月31日まで。6、価格、年40,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は75ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第101号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(3)について、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
……………(〇〇委員着席後)……………  
〇〇委員に申し上げます。  
本案は原案のとおり可決されました。  
(4)から(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第101号(4)から(10)について説明いたします。  
76ページをお開きください。  
(4)1、当事者の住所、氏名、年齢。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積20,409㎡ほか1筆、合計畑30,943㎡。利用目的、畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。  
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年1月1日から平成35年12月31日まで。6、価格、年123,000円。  
7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、〇〇〇。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。  
10、見取図は77ページのとおりです。  
この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。78ページをお開きください。  
なお、(5)(6)は貸主が同一なことから一括して説明いたします。  
(5)1、当事者の住所、氏名、年齢。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積33,362㎡の内8,500㎡。利用目的、畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年1月1日から平成35年12月31日まで。6、価格、年25,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、〇〇〇。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。  
10、見取図は80ページのとおりです。



79ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 21,953 m<sup>2</sup>の内 12,000 m<sup>2</sup>ほか4筆、合計畑 88,600 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年1月1日から平成35年12月31日まで。6、価格、年354,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は80ページのとおりです。

この2件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。81ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 20,699 m<sup>2</sup>の内 15,000 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年1月1日から平成35年12月31日まで。6、価格、年49,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は82ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。83ページをお開きください。

なお、(8)～(10)は貸主が同一なことから一括して説明いたします。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 15,359 m<sup>2</sup>ほか5筆、合計畑 104,970 m<sup>2</sup>。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年1月1日から平成35年12月31日まで。6、価格、年425,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は84ページのとおりです。85ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積4,071㎡ほか6筆、合計畑158,172㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年1月1日から平成35年12月31日まで。6、価格、年580,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は86ページのとおりです。87ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積24,374㎡ほか4筆、合計畑101,214㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年1月1日から平成35年12月31日まで。6、価格、年425,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は88ページのとおりです。

この3件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)から(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(11)から(17)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第101号(11)～(17)について説明いたします。

89ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積8,600㎡ほか11筆、畑279,930㎡、採草放牧地7,270㎡、合計287,200㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、合意解約後に賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年1月1日から平成33年12月31日まで。6、価格、年1,163,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇

〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は91ページのとおりです。

この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、法人と賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。92ページをお開きください。

なお、(12)～(14)は譲渡人が同一なことから一括して説明いたします。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社  
理事長 竹林孝。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,193㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受していた農地を買受するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,525,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金3,500,000円、自己資金25,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は97ページのとおりです。93ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積44,577㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、19,621,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金19,600,000円、自己資金21,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図は97ページのとおりです。95ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,432㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、7,723,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金7,700,000円、自己資金23,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、見取図は97ページのとおりです。

この3件の案件につきましては、平成25年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。98ページをお開きください。

なお、(15)(16)は借主が、(16)(17)は貸主が同一なことから一括して説明いたします。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積94,333㎡ほか3筆、合計畑191,133㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、合意解約後に賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年1月1日から平成32年3月31日まで。6、価格、年763,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は99ページのとおりです。100ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積49,981㎡ほか3筆、合計畑196,815㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、合意解約後に賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年1月1日から平成33年4月30日まで。6、価格、年759,300円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は101ページのとおりです。102ページをお開きください。

(17) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積93,874㎡ほか3筆、合計畑180,967㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、合意解約後に賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年1月1日から平成33年4月30日まで。6、価格、年666,500円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は103ページのとおりです。

この3件につきましては、農地所有適格法人設立のため、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、法人と賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(11) から (17) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(18) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第101号(18)について説明いたします。104ページをお開きください。  
(18) 1、当事者の住所、氏名、年令。  
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積28,188㎡ほか2筆、合計畑81,302㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,275,000円。6、資金調達方法、農家経営基盤強化資金4,200,000円、自己資金75,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は105ページのとおりです。  
この案件につきましては、所有者から所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(18) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(19) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 國光委員。

國光委員 議案第101号(19)について説明いたします。106ページをお開きください。  
(19) 1、当事者の住所、氏名、年令。  
貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長 竹林孝。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積77,298㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、新たな借主に賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期

間、平成30年12月25日から平成34年9月27日まで。6、価格、年102,020円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は107ページのとおりです。

この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、法人と賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(19)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(20)(21)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第101号(20)(21)について説明いたします。

なお、(20)(21)は貸主が同一なことから一括して説明いたします。

108ページをお開きください。

(20)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,210㎡ほか4筆、合計畑133,654㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年12月25日から平成35年10月26日まで。6、価格、年151,620円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は110ページのとおりです。109ページをお開きください。

(21)1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積68,940㎡ほか5筆、合計畑231,430㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年12月25日から平成35年10月26日まで。6、価格、年289,100円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業

経営基盤強化促進事業。10、見取図は110ページのとおりです。

この2件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものがあります。

既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(20)(21)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(22)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 議案第101号(22)について説明いたします。111ページをお開きください。

(22)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積2,260㎡ほか39筆、合計畑993,724.34㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年1月1日から平成40年12月31日まで。6、価格、年2,832,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は113ページ、114ページのとおりです。この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を賃貸借設定するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(22)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第101号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、議案第102号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第102号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。

116ページをお開きください。

平成30年度分といたしまして、(株)〇〇〇〇。以上1件の提出がありました。

平成30年11月22日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものと考えられます。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は承認されました。

日程8、報告第54号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 報告第54号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1) について説明いたします。118ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇 代表理事会長 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成30年3月20日付、中農委4第29-3号。

3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇番地〇〇。4、転用目的、検査施設建設に伴う地目変更登記のため。5、事業計画の期間、平成30年3月20日から平成30年11月30日。6、事業完了年月日、平成30年11月26日。

7、完了検査年月日につきましては、平成30年11月30日に第2地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上です。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声



議 長 なければ質疑を打ち切ります。  
以上で事業完了届についての報告を終わります。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議はすべて終了致しました。  
これを持ちまして、第18回総会を閉会致します。  
ご苦労さまでした。

ここで、本年最後の総会でございますので、一言ごあいさつ申し上げます。  
この一年間、皆さんご苦労様でございました。本年は春先より天候不順が続きました、また9月にはブラックアウトなる停電により、みなさん大変ご苦労されたこと  
と思います。  
さて、農業委員会につきましては、農地の集約が大きな役割の一つと考えます。それも国全体の動きの中で少しずつ流れが変わってきてはおりますが、農地法等の  
様々な制約の中で農地が守られています。農地は国の食糧の生産基盤として重要な  
もので、その大切な農地を残していくことが、地域の安定に繋がっていくことにも  
なりますので、避けて通れない事案が次々に出てくることが予想されますが、みな  
さん慎重に毅然とした気持ちとオープンな気持ちと合い混ぜて、農業委員の責務を  
全うして頂きたいと思います。  
最後になりますが、管理作業において、道内でも痛ましい事故が発生しています。  
交通事故はもとより、農作業にもお互い気をつけて過ごして頂ければと思います。  
事務局の皆さんにもご苦労かけておりますが、今後もさらに研修を積んでいただい  
て、協力いただきたいと思います。来年が今年以上によい年となりますようご祈念  
いたしまして、あいさつとさせていただきます。本年もありがとうございました。

(閉会 11時31分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月21日

会 長 本 田 信 幸

8 番 上 原 房 子

9 番 和 泉 光 広